

○白井市職員の退職管理に関する規則

平成28年3月25日
規則第19号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の2及び第60条第4項から第7項まで並びに白井市職員の退職管理に関する条例(平成28年条例第1号。以下「条例」という。)第2条から第4条までの規定により、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在籍していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者(同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。)が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員(同項に規定する役職員をいう。以下同じ。)が属する執行機関の組織等(同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。)(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法(昭和22年法律第120号)第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等(法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。)が株主等(株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。以下この条において同じ。)の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法(平成17年法律第86号)第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下この条において同じ。)の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、次に掲げる法人とする。

- (1) 公益社団法人白井市シルバー人材センター
- (2) 公益財団法人印旛郡市文化財センター
- (3) 社会福祉法人白井市社会福祉協議会

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職するときに、千葉県市町村職員退職手当条例(昭和30年千葉県市町村総合事務組合条例第1号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、在職時において一般職の職員の給与に関する条例(昭和35年条例第1号)別表第5に規定する7級及び8級の職とする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務)

- 第9条 [法第38条の2第6項第1号](#)の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び[第4条各号](#)に掲げる法人が行う業務とする。
(行政庁等への権利行使等に類する場合)
- 第10条 [法第38条の2第6項第2号](#)の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。
(再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合)
- 第11条 [法第38条の2第6項第6号](#)の規則で定める場合は、[同号](#)の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付として任命権者が定めるものを受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。
(再就職者による依頼等の承認の手続)
- 第12条 [法第38条の2第6項第6号](#)の承認を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書([別記第1号様式](#))により任命権者に申請しなければならない。
(再就職者による依頼等の届出の手続)
- 第13条 [法第38条の2第7項](#)の規定による届出は、[同項](#)に規定する要求又は依頼を受けた後遅滞なく、再就職者から依頼等を受けた場合の届出([別記第2号様式](#))を市長に提出して行うものとする。
(部長又は課長に相当する職)
- 第14条 [法第38条の2第8項](#)の[国家行政組織法\(昭和23年法律第120号\)第21条第1項](#)に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、在職時において[一般職の職員の給与に関する条例別表第5](#)に規定する7級及び8級の職とする。
(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)
- 第15条 [法第38条の2第8項](#)の[国家行政組織法第21条第1項](#)に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。
(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)
- 第16条 [法第60条第4号](#)の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、[第2条](#)に定める者とする。
(内部組織の長に準ずる職)
- 第17条 [法第60条第5号](#)の[地方自治法第158条第1項](#)に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、[第6条](#)に定める職とする。
(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)
- 第18条 [法第60条第5号](#)の[地方自治法第158条第1項](#)に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は[前条](#)で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、[第7条](#)に定める者とする。
(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)
- 第19条 [法第60条第6号](#)の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、[第8条](#)に定める者とする。
(部長又は課長に相当する職)
- 第20条 [法第60条第7号](#)の[国家行政組織法第21条第1項](#)に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、[第14条](#)に定める職とする。
(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)
- 第21条 [法第60条第7号](#)の[国家行政組織法第21条第1項](#)に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、[第15条](#)に定める者とする。
(管理又は監督の地位にある職員の職)
- 第22条 [条例第3条](#)の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、[第14条](#)に掲げる職とする。
(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第23条 条例第3条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員(以下この号において「地方公務員等」という。)となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合
- (2) 法第22条の4第1項の規定により職員として採用された場合
(一部改正〔令和5年規則17号〕)

(任命権者への再就職の届出)

第24条 条例第3条の規定による届出をしようとする者は、元職員再就職届出書(別記第3号様式)を離職した職又はこれに相当する職の任命権者に提出をしなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和5年規則第17号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(定義)

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。

(白井市職員の退職管理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第7条 暫定再任用職員(令和3年改正法附則第5条第1項若しくは第3項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員(地方公務員法第22条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)とみなして、第7条の規定による改正後の白井市職員の退職管理に関する規則第23条第2号の規定を適用する。この場合において、同号中「法第22条の4第1項」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項」とする。

2 この規則の施行前に、令和3年改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により職員として採用された場合における第7条の規定による改正後の白井市職員の退職管理に関する規則第23条の規定の適用については、なお従前の例による。

別記第1号様式(第12条関係)

別記

第1号様式(第12条関係)

(表)

年 月 日

任命権者様

再就職者による依頼等の承認申請書

地方公務員法第38条の2第6項第6号の承認を得たいので、白井市職員の退職管理に関する規則第12条の規定により申請します。

1 申請者

ふりがな 氏名	生年月日(年齢) 年 月 日生(歳)
勤務先の名称	勤務先における地位・役職
連絡先 電話	FAX
勤務先の業務内容	

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職	
離職前5年間の在職状況	所属・職	在職期間	職務内容

注 管理職に就いていた場合は、就任時まで遡って全て記載すること。

(裏)

3 要求又は依頼をする事項と勤務先の契約等との関係

在職時に自ら締結を決定した契約に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職時に自ら決定した処分に関する要求又は依頼	<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名(ふりがな)
所属・職
職務内容

5 要求又は依頼の対象となる契約事務等の内容

<input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道水の供給、固定電話・放送の役務の給付に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ないもの
具体的に
<input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しないもの

6 要求又は依頼の具体的な内容その他参考事項

--

第2号様式(第13条関係)

第2号様式(第13条関係)

年 月 日

白井市長 様

所 属

氏 名

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

白井市職員の退職管理に関する規則第13条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 届出者	ふり がな 氏 名
	所属・職
	連絡先(電話)
2 要求又は依頼をした再就職者	ふり がな 氏 名
	要求又は依頼の日時 年 月 日 時
	勤務先の名称・役職
	離職時の所属・職
3 要求又は依頼の内容	

第3号様式(第24条関係)

第3号様式(第24条関係)

年 月 日

任命権者 様

住 所
氏 名
電話番号

元職員再就職届出書

白井市職員の退職管理に関する規則第24条の規定により、下記のとおり届け出ます。

1 フリ 氏	がな 名	
2 生 年 月 日		年 月 日生
3 離 職 時 の 職		
4 離 職 日		
5 再 就 職 日		
6 再 就 職 先 の 名 称		
7 再 就 職 先 の 業 務 内 容		
8 再 就 職 先 に お け る 地 位		
9 再 就 職 禁 止 法 人 の 該 当 状 況		
10 ※ 当 該 契 約 に 関 与 し た 年 度 、 関 与 し た 当 時 の 所 属 及 び 担 当 業 務 、 契 約 の 主 たる 内 容 並 び に 関 与 の 内 容		

※離職前5年間に、白井市が再就職先と締結した契約に関与していた場合のみ記載すること。